

建設業の皆様へ ～社会保険への加入はお済みですか！？～

社会保険への加入は法令上の義務です！！

平成 29 年度以降

社会保険未加入企業は下請企業に選定されなくなります

社会保険未加入作業員は現場入場が認められなくなります

適切な社会保険加入の徹底にご協力ください

国土交通省策定の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」により、元請企業は、下請企業等の社会保険加入に関する指導を行い、建設工事の施工に携わるすべての下請企業に行き渡るよう取り組まなければなりません。下請企業も、元請企業の指導に協力することはもちろん、元請企業と連携して再下請企業等の社会保険加入状況の確認を進め、自らの責任で指導を行うことにより、適切な社会保険加入の徹底に取り組んでいく必要があります。下請企業も元請企業と共に、再下請企業等に対し、ポスター掲示、パンフレット配布、講習会開催等により継続的な周知啓発や加入勧奨を行わなければなりません。

以下に下請企業が果たすべき役割と責任をまとめていきます。

下請企業が果たすべき役割と責任

雇用する労働者の適切な社会保険への加入



建設労働者と下請負人の関係を正しく認識し、明確に区別すること（最終面参照）



社会保険に加入すべき社員については必ず加入手続きを行うこと

従来慣行について見直しを行い、実情に合わせて処遇を決定すること

元請企業が行う指導等への協力



元請企業が行う社会保険加入に関する指導に沿った対応をとり、協力していくこと



元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、これを分担すること

再下請負企業の各作業員の社会保険加入状況を確認し、適切な措置を講じること

雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

再下請負に係る法定福利費の適正な確保

建設業法第19条の3

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない

建設業法第20条第1項

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない

社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない経費であること

法定福利費相当額を内訳明示した見積書を活用し、必要な法定福利費を確保すること

法定福利費相当額が内訳明示された、再下請負人の提出した見積書を尊重すること

法改正の目的とまとめ

不良不適格事業者の排除

事業者の社会保険加入状況を正確に把握し、適正な施行体制を確保していくこと

建設技能労働者の雇用環境の改善

若年入職者を増やし、建設業界の持続的な発展に必要な人材を確保していくこと

法定福利費の適切な負担

関係法令を遵守して、企業間の公平で健全な競争環境を構築していくこと

お気軽に、最寄りの福祉協会までお問い合わせ下さい。

各福祉協会は、本件への対応はもちろん、労働保険事務組合の特典である特別加入制度等のご利用や、労務管理に関するご相談など、多様なご要望にお応えできる体制を整えております。

日本福祉協会 Tel. 03-3274-0651

北海道福祉協会 Tel. 011-221-1345

愛知福祉協会 Tel. 052-202-0421

京都福祉協会 Tel. 075-231-2611

大阪福祉協会 Tel. 06-4800-3231

福岡福祉協会 Tel. 092-431-8651

<http://www.fukusikyukai.com/>

建設業が加入すべき労働保険・社会保険一覧

労働保険、社会保険の適用事業に該当する場合は必ず加入する必要があります

		法人事業所		個人事業所			日雇労働者	一人親方
		事業主 代表者 役員	労働者	事業主	常時使用 される 労働者が 5人以上	常時使用 される 労働者が 4人以下		
労働保険	労災保険	特別加入 ※1	元請 一括加入	特別加入 ※1	元請 一括加入	元請 一括加入	元請 一括加入	特別加入 ※1
	雇用保険	※2	被保険者 ※3		被保険者 ※3	被保険者 ※3	日雇労働 被保険者 ※4	
社会保険	医療保険	協会 けんぽ 健康保険 組合等	協会 けんぽ 健康保険 組合等 ※5	国民健康 保険	協会 けんぽ 健康保険 組合等 ※5	国民健康 保険	協会 けんぽ ※6	国民健康 保険
	年金保険	厚生年金	厚生年金 ※5	国民年金	厚生年金 ※5	国民年金	国民年金	国民年金

※1 特別加入制度を利用するためには、労働保険事務組合への加入が必要です

※2 代表者以外の役員は、経営責任等、実績に即して判断します

※3 一週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上雇用の見込みある者が対象となります

※4 ハローワークで日雇労働被保険者証の交付を受けることが必要です

※5 一般の従業員の所定労働時間の3/4以上の労働が見込まれる者が対象となります

※6 日雇特例被保険者になるためには、労働者自ら加入手続きを行うことが必要です

なお健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合があります

一人親方の働き方チェック

◎普段使っている一人親方について、「はい」か「いいえ」に○をつけてみましょう

急な仕事を依頼したとき、一人親方はそれを断ることができる	はい	いいえ
仕事が早く終わったときなどに予定外の仕事を依頼した場合、一人親方はそれを断ることができる	はい	いいえ
一人親方には、会社の就業規則などの服務規律を適用していない	はい	いいえ
一人親方の就業時間（始業・終業）について、会社では指示していない	はい	いいえ
当日分の仕事が早く終わったときに、一人親方自身の判断で仕事から上がることができる	はい	いいえ
仕事が早く終わったときに、一人親方自身が見つけた他の現場で仕事をするることができる	はい	いいえ
工程調整上の指示や事故防止の指示を除き、毎日の仕事量や配分、進め方は一人親方自身に任せている	はい	いいえ
一人親方の都合が悪くなったときは、一人親方自身で代替りの者を手配して仕事を進めている	はい	いいえ
代替りの者が行った仕事の報酬（工事代金、賃金）も含めて、一人親方に支払っている	はい	いいえ
一人親方の作業ミスや作業遅延による損害が生じた場合は、一人親方自身に負担させている	はい	いいえ
一人親方が使う全ての機械・器具は、一人親方自身が持ち込んでいる	はい	いいえ
一人親方が仕事で使う材料は、一人親方自身が調達している	はい	いいえ
一人親方の報酬（工事代金、賃金）は、工事の出来高見合いで決めている	はい	いいえ

「いいえ」に○が多い場合は、雇用されるべき労働者として判断される場合があります

(注) 事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれがあります。